

証券コード 7719  
平成29年5月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

株式会社 東 京 衡 機

代表取締役会長兼社長 石 川 隆 一

## 第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月24日（水曜日）午後6時00分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号 室町ちばぎん三井ビルディング5階  
一般社団法人日本橋倶楽部 会議室  
(末尾「会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第111期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第111期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tksnet.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和策を背景に、企業収益の回復や雇用環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとするアジア新興国の景気の緩やかな減速や米国の政権交代による政策転換、英国のEU離脱問題など海外経済は不確実な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、試験機事業では、企業の設備投資が引き続き比較的堅調に推移し、疲労試験機等の材料試験機の販路拡大や動的試験機の安定的な受注確保に向け、積極的な営業活動を展開するとともに、代理店との連携強化を進めたことなどから、売上高は増収を確保することができました。また、生産面におきましては、生産工程の見直しや徹底した製造原価改善に取り組むとともに、販売管理費等の削減に努めました。

エンジニアリング事業では、安定的な収益基盤の拡大に向け事業収益構造の改善を進め、高速道路などのインフラや電力関連等のライフライン、公共事業関連施設等を対象にした販売体制を強化し、主力製品であるハイパーロードナットやゆるみ止めスプリングの拡販に取り組みました。また、主要顧客とゆるみ止め製品の共同特許出願を行い、2016年度グッドデザイン賞を受賞するなど、ユーザー視点に立った製品開発を進め、より安定的な受注・販売環境の確保に努めました。さらに、訪日客をターゲットとした量販店向け商品（ステンレスボトル、軽量スーツケース等）の製造販売を行い、インバウンドの爆買い需要は落ち着きを見せてきたものの、収益の拡大を図ることができました。

海外事業では、中国子会社の無錫三和塑料製品有限公司において、中国の景気減速が進むなか、日本や欧米向けを中心にオフィス家具部品や家電部品、自動車関連部品等のプラスチック成型品の製造販売の拡充を行うとともに、新規取引先の開拓に取り組みましたが、中国国内向けの自動車関連部品等が伸び悩んだことや、為替が元安傾向に進んだことなどにより伸び悩みました。また、生産面におきましては、生産管理体制の見直しや製品品質の改善・向上、コスト低減などに努めるとともに、エンジニアリング事業部門と連携し、グループシナジーを活かしたプラスチック成型品の製造受託を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,122百万円（前年同期比6.7%増）、営業利益240百万円（前年同期は3百万円）、経常利益220百万円（前年同期は9百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は165百万円（前年同期比44.2%増）となり、営業利益につきましては昭和56年11月期以来の過去最高益、および経常利益につきましても平成21年2月期以来の過去最高益を計上することができました。

事業セグメント別売上高につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
試験機事業	2,763,339千円	57.6%	2,888,567千円	56.4%	125,228千円	4.5%
エンジニアリング事業	375,170千円	7.8%	500,905千円	9.8%	125,735千円	33.5%
海外事業	1,741,975千円	36.3%	1,902,871千円	37.1%	160,896千円	9.2%
その他	5,327千円	0.1%	9,215千円	0.2%	3,887千円	73.0%
消去または全社	△84,956千円	△1.8%	△179,235千円	△3.5%	△94,279千円	—%
合 計	4,800,856千円	100.0%	5,122,324千円	100.0%	321,468千円	6.7%

(注) 「消去または全社」の項目は、セグメント間の内部売上高の金額であります。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和策の効果が期待されることから、緩やかな回復基調が続くことが期待されます。

このような状況の下、当社は、各事業部門に係る責任と権限を明確にしグループの経営戦略の立案機能とマネジメント体制を強化するとともに、意思決定の迅速化を図ることにより企業価値のさらなる向上を目指すべく、平成29年3月1日付で、当社のエンジニアリング事業を新設会社である(株)東京衡機エンジニアリングに承継させる会社分割（簡易新設分割）を実施し、実質的な持株会社体制に移行いたしました。今後につきましては、中長期的視点に立って、グループとしてさらなる成長を目指すべく、グループ各社の連携と内部体制の充実強化を図り、各事業の業務改革を進めるとともに、ビジョンの達成に向け、様々な課題にチャレンジいたします。

試験機事業では、安定的な収益体制を確立すべく、販路拡大や安定的な受注確保に向け、より積極的な営業活動や代理店との連携強化を行うとともに、メンテナンス関係の収益の拡大を図ります。エンジニアリング事業では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備や公共事業関連への営業を積極的に行うとともに、量販店向けの商品の拡販を行ってまいります。海外事業では、中国子会社について、中国国内の景気動向や輸出国の経済環境に影響されないよう、輸出国ポートフォリオを組むことにより、安定的な成長を実現してまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、まことに申し訳なく存じますが、現在の財務状況等を踏まえ、引き続き無配とさせていただきます。早期の復配を果たすべくグループを挙げ鋭意努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は108百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
 (株)東京衡機試験機：内装工事及び電気設備工事  
 無錫三和塑料製品有限公司：射出成型設備
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
 記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
 生産能力に重要な影響を及ぼすものではありません。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

### (5) 重要な事業再編等

当社は、平成28年12月19日付で作成した新設分割計画に基づき、平成29年3月1日を効力発生日として、(株)東京衡機エンジニアリングを新たに設立し、分割会社が営むエンジニアリング事業に関して有する権利義務を承継させる簡易新設分割を行いました。

### (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第108期 (平成26年2月期)	第109期 (平成27年2月期)	第110期 (平成28年2月期)	第111期 (平成29年2月期)
売 上 高 (千円)	5,772,490	5,837,981	4,800,856	5,122,324
経 常 損 益 (千円)	△277,369	53,835	9,771	220,307
親会社株主に帰属 する当期純損益 (千円)	△418,403	△237,972	114,590	165,238
1株当たり 当期純損益 (円)	△5.87	△3.34	1.61	2.32
総 資 産 (千円)	5,372,866	5,436,274	4,519,548	4,821,152
純 資 産 (千円)	1,675,062	1,519,411	1,581,827	1,646,920

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱東京衡機試験機	50,000千円	100%	試験・計測機器の製造販売
㈱東京衡機試験機サービス	10,000千円	(100%)	試験・計測機器の保守サービス
㈱テークステレコム	352,500千円	100%	情報システムネットワーク機器等の販売、保守・運用管理および賃貸
瀋陽特可思木芸製品有限公司	412,539千円	(100%)	木工製品の製造販売 (事業休止中)
無錫三和塑料製品有限公司	776,319千円	100%	プラスチック射出成型品、事務用機器および射出成型金型の製造販売
無錫特可思電器製造有限公司	62,500千円	(100%)	家庭用電気製品の製造販売

- (注) 1. ㈱東京衡機試験機サービスの( )内の出資比率は、㈱東京衡機試験機を通じた間接的な出資であります。
2. 無錫特可思電器製造有限公司の( )内の出資比率は、無錫三和塑料製品有限公司を通じた間接的な出資であります。
3. 瀋陽特可思木芸製品有限公司の( )内の出資比率は、無錫三和塑料製品有限公司を通じた間接的な出資であります。当社は、平成27年2月16日開催の取締役会決議に基づき、当社の有する瀋陽特可思木芸製品有限公司の全出資持分を無錫三和塑料製品有限公司の行う増資に現物出資いたしました。
4. 平成28年12月19日開催の当社取締役会および無錫三和塑料製品有限公司の董事会において、瀋陽特可思木芸製品有限公司の全出資持分を中国の個人投資家に譲渡することを決議いたしました。持分の引渡し手続きは平成29年3月に完了いたしました。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ その他

当社グループは、HORIBA Europe GmbH (旧社名：HORIBA Automotive Test System GmbH) (独) と試験機に関する技術援助契約を締結しております。また、Zwick GmbH & Co. KG (独)、Zwick Japan(株)および(株)東京衡機試験機の間で、Zwick社製品の日本国内における販売代理契約を締結しております。

## (8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
試験機事業	試験・計測機器および関連機器の製造・販売ならびに修理・メンテナンス、校正、受託試験その他の付帯サービス
エンジニアリング事業	締結具事業（ゆるみ止めナット、ゆるみ止めスプリング、特殊ばね、ボルトその他の締結部材の製造・販売、各種サービス）、民生事業（一般消費者向け商品の販売、各種サービス）
海外事業	海外子会社におけるオフィス家具部品、自動車関連部品、日用生活品その他の樹脂成型品および家電製品等の製造・販売・輸出入ならびに海外における商品の販売および各種サービス

## (9) 主要な営業所および工場

### 【当社】

名称	所在地
本店	東京都千代田区

### 【主要な子会社】

名称	所在地
(株)東京衡機試験機	本店（東京都千代田区） 相模原工場（神奈川県相模原市緑区） 豊橋工場（愛知県豊橋市）
(株)東京衡機試験機サービス	本店（東京都千代田区） 本社（神奈川県相模原市緑区）
(株)テークステレコム	本店（東京都千代田区）
瀋陽特可思木芸製品有限公司	本店・工場（中華人民共和国遼寧省瀋陽市）
無錫三和塑料製品有限公司	本店・工場（中華人民共和国江蘇省無錫市）
無錫特可思電器製造有限公司	本店・工場（中華人民共和国江蘇省無錫市）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減数
407名	19名増加

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
20名	2名増加	41.9歳	4.8年

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	245,015千円
川崎信用金庫	205,160千円
株式会社八千代銀行	148,006千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 260,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 71,337,916株（自己株式26,742株を含む。）  
(3) 株主数 3,461名  
(4) 上位10名の株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	D r e a m B r i d g e 株式会社	21,401千株	30.01%
2	株式会社アジアゲートホールディングス	5,978千株	8.38%
3	何 積 橋	1,870千株	2.62%
4	岡 崎 由 雄	1,050千株	1.47%
5	早 坂 天	1,029千株	1.44%
6	前 田 喜 美 子	718千株	1.00%
7	石 井 照 義	560千株	0.78%
8	仮 屋 浩 一	460千株	0.64%
9	池 上 道 弘	406千株	0.56%
9	株 式 会 社 S B I 証 券	406千株	0.56%

(注) 上記持株比率の算定においては、発行済株式の総数より自己株式（26,742株）を控除しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年6月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議し、平成28年7月5日付で発行いたしました。

【株式会社東京衡機第1回新株予約権】

新株予約権の払込期日及び割当日	平成28年7月5日
新株予約権の発行総数	884個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式	普通株式 884,000株
新株予約権の発行価額	総額1,044,004円 （新株予約権1個当たり1,181円）
新株予約権の行使期間	平成29年6月1日から 平成32年5月31日まで
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり41円
新株予約権の行使による株式発行価額	総額36,244,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）
割当先	当社の取締役、執行役員、従業員および外部協力者（顧問）ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員

（注）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成29年2月期、平成30年2月期の各事業年度にかかる当社が提出した当社有価証券報告書の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高及び営業利益が次の各号に掲げる条件を満たした場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 平成29年2月期の売上高が52億円を上回った場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月1日から行使することができる。
- (b) 平成29年2月期の営業利益が1億円を上回った場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月1日から行使することができる。
- (c) 平成30年2月期の売上高が55億円を上回った場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の25%を当該条件を満たした期の当社有価証券報告書提出日の翌月1日から行使することができる。
- (d) 平成30年2月期の営業利益が1.5億円を上回った場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の25%を当該条件を満たした期の当社有

価証券報告書提出日の翌月1日から行使することができる。

- ② (a) 新株予約権者は、上記①の行使の条件を満たした場合であっても、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（当社が株式分割又は株式併合を行い所定の算式により調整された場合には調整後の行使価額とする。以下、本②において同じ。）に200%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を上回った場合、普通取引終値が当該価格を上回った日以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。  
(b) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合及び上記(a)の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要しない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ その他権利行使の条件は、本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	石 川 隆 一	(株)東京衡機試験機 代表取締役社長 無錫三和塑料製品有限公司 董事長
取 締 役	平 田 真 一 郎	常務執行役員営業開発部門担当
取 締 役	竹 中 洋	ナカタケ(株) 代表取締役
取 締 役	花 島 浩	(有)いどや 代表取締役 (株)地水社 代表取締役
取 締 役	神 邊 英 明	
常 勤 監 査 役	遠 藤 栄 一	(株)東京衡機試験機 監査役
監 査 役	藤 田 泰 三	
監 査 役	田 野 春 風	
監 査 役	石 渡 隆 生	D r e a m B r i d g e (株) 代表取締役

- (注) 1. 平成28年5月25日開催の第110回定時株主総会において、新たに神邊英明氏が取締役に、石渡隆生氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役花島浩氏および神邊英明氏は、社外取締役にあります。なお、花島浩氏および神邊英明氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
3. 監査役藤田泰三氏、田野春風氏および石渡隆生氏は、社外監査役にあります。なお、藤田泰三氏、田野春風氏および石渡隆生氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 平成28年5月25日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤良則氏、勝部康男氏および川松満氏は、任期満了により退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役とは、それぞれ当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	8名	45,960千円	うち社外2名 2,100千円
監査役	4名	11,955千円	うち社外3名 3,400千円
合 計	12名	57,915千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年5月26日開催の第99回定時株主総会において月額9百万円（年額108百万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第88回定時株主総会において月額2百万円（年額24百万円）以内と決議いただいております。
3. 取締役および監査役の報酬等の額の決定については内規を定めており、報酬については、当該内規に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で世間水準および従業員給与の最高額との均衡を考慮して、原則として役位に応じた報酬比率で、取締役については取締役会決議を経て、監査役については監査役の協議を経て決定しております。また、退職慰労金については一定の算定基準により、賞与については会社の営業成績に応じて、それぞれ株主総会の決議を経て支給するものとしております。
4. 上記には、平成28年5月25日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
5. 上記には、(株)東京衡機試験機の職務執行に対する取締役2名の負担額が含まれております。なお、計算書類に係る附属明細書では、当該金額を控除して表示しております。
6. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,296千円（取締役6,290千円、監査役1,006千円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	花 島 浩	13回中13回	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から会社経営に関し必要な発言等を適宜行っております。
取締役	神 邊 英 明	10回中10回	—	製造業の企画管理や中国をはじめとする国際ビジネスに関する豊富な知見をもとに独立した立場から会社経営に関し必要な発言等を適宜行っております。
監査役	藤 田 泰 三	13回中13回	15回中15回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として会社経営に関し必要な発言等を適宜行っております。
監査役	田 野 春 風	13回中11回	15回中11回	中国ビジネスに関する豊富な経験と企業経営者としての幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として会社経営に関し必要な発言等を適宜行っております。
監査役	石 渡 隆 生	10回中10回	11回中11回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として会社経営に関し必要な発言等を適宜行っております。

(注) 取締役神邊英明氏および監査役石渡隆生氏については、平成28年5月25日就任以降の活動状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

当社の会計監査人につきましては、平成28年5月25日開催の第110回定時株主総会において清和監査法人が選任され、当事業年度の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第110回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した新日本有限責任監査法人は、前事業年度に係る会計監査のみ実施いたしました。

### (1) 会計監査人の名称

清和監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
22,000千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、他の執行部門から独立した部門として、社長直轄のグループ内部監査室を設置する。
  - ② グループ内部監査室の下に、内部統制システムの整備・運用のため、各種委員会を設置する。
  - ③ 役員及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  - ④ 取締役は、法令・定款違反行為を発見した場合、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告することとし、ガバナンス体制の強化を図る。
  - ⑤ グループ内部監査室は、当社従業員並びに子会社の従業員に対し、当社の内部通報制度及び内部通報の窓口を設置し、適切な運営を図る。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、職務の執行に係る情報については、情報管理規程に基づき適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 内部監査強化のため、内部監査規程を定め、グループ内部監査室の管轄の下、適切な内部監査を実施する。
  - ② 取締役及び取締役会は、内部監査が適切に行われているか否かを監督し、当社の内部監査体制に問題がある場合には直ちにこれを改善する。
  - ③ 各部門の潜在リスクの洗い出しを適宜行い、評価・管理することによって内部統制システムの強化を図る。
  - ④ 各部門の長は、リスク管理の状況を定期的にグループ内部監査室長、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ② 各取締役が適切に職務を分担するとともに、組織規程等を定めて効率的な業務の執行を図る。
  - ③ 業務の運営については、全社的な目標を設定し、各部門において、その目標達成に向け具体策を立案し、的確に実施する。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針を定め、グループ各社の諸規程を整備する。
  - ② 子会社の健全経営とグループ経営の強化を図るため、子会社管理規程を定め子会社管理の体制を整備し、子会社の状況に応じて必要・適切な管理を行う。
6. 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社の財務報告の適正性と信頼性を確保するために、企業行動指針等に基づき必要な体制を整備するとともにその有効性を定期的に評価し、改善する。
7. 反社会的勢力の排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力の排除に必要な社内体制を整備し、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する者を求めた場合は、必要に応じて、補助スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び業務については、取締役と監査役で意見交換を行い独立性の確保に努める。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役及び監査役会が求める事項については適切かつ速やかに報告する。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役は、会計監査人並びにグループ内部監査室との連携体制を充実し、効果的な監査業務を実施する。
  - ② 代表取締役社長は、監査役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思の疎通を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制基本規程」、「コンプライアンス基本規程」、「リスク管理規程」および「内部監査規程」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、内部監査体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役5名で構成され、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲内で職務を執行しました。

子会社については、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適切な業務運営および実効性のある管理の実現に努めました。

グループ内部監査室は、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各社を対象とする監査を実施しました。

監査役会は、監査方針を含む監査計画を策定し、必要に応じて適宜提言の取りまとめを行いました。さらに取締役会に出席するとともに、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の閲覧等を行い、取締役会および使用人の職務の執行状況を監査し、重要会議に出席して必要に応じて意見を述べました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,404,543</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,272,262</b>
現金及び預金	728,600	支払手形及び買掛金	1,286,172
受取手形及び売掛金	1,534,152	短期借入金	125,517
電子記録債権	71,323	1年以内返済予定の長期借入金	357,898
商品及び製品	303,405	未払法人税等	31,347
仕掛品	434,882	賞与引当金	54,877
原材料及び貯蔵品	205,807	繰延税金負債	62,457
繰延税金資産	8,914	そ の 他	353,991
そ の 他	206,320	<b>固 定 負 債</b>	<b>901,969</b>
貸倒引当金	△88,863	長期借入金	369,203
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,416,608</b>	再評価に係る繰延税金負債	152,880
<b>有形固定資産</b>	<b>1,165,243</b>	退職給付に係る負債	352,003
建物及び構築物	143,417	役員退職慰労引当金	7,296
機械装置及び運搬具	146,941	繰延税金負債	42
土地	802,422	そ の 他	20,544
そ の 他	72,462	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,174,231</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>107,407</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
借地権	8,606	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,141,735</b>
のれん	60,539	資本金	2,713,552
そ の 他	38,261	資本剰余金	200,233
<b>投資その他の資産</b>	<b>143,958</b>	利益剰余金	△1,768,301
投資有価証券	12,469	自己株式	△3,748
保険積立金	13,713	その他の包括利益累計額	504,141
繰延税金資産	60,290	その他有価証券評価差額金	88
破産更生債権等	201,543	土地再評価差額金	346,323
そ の 他	64,595	為替換算調整勘定	157,729
貸倒引当金	△208,654	<b>新株予約権</b>	<b>1,044</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,821,152</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,646,920</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,821,152</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,122,324
売上原価		3,566,656
売上総利益		1,555,668
販売費及び一般管理費		1,315,280
営業利益		240,387
営業外収益		11,793
受取利息及び受取配当金 その他	1,036	
営業外費用	10,756	
支払利息	12,229	
為替差損	10,454	
その他	9,189	
経常利益		220,307
特別利益		3,380
固定資産売却益	3,380	
税金等調整前当期純利益		223,687
法人税、住民税及び事業税	69,380	
法人税等調整額	△10,931	
当期純利益		165,238
親会社株主に帰属する当期純利益		165,238

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,713,552	200,233	△1,933,539	△3,713	976,532
当 期 変 動 額					
自己株式の取得				△35	△35
親会社株主に帰属する当期純利益			165,238		165,238
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	165,238	△35	165,203
当 期 末 残 高	2,713,552	200,233	△1,768,301	△3,748	1,141,735

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	44	337,961	267,288	605,294	—	1,581,827
当 期 変 動 額						
自己株式の取得						△35
親会社株主に帰属する当期純利益						165,238
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43	8,362	△109,559	△101,153	1,044	△100,109
当期変動額合計	43	8,362	△109,559	△101,153	1,044	65,093
当 期 末 残 高	88	346,323	157,729	504,141	1,044	1,646,920

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 株式会社東京衡機試験機  
株式会社東京衡機試験機サービス  
無錫特可思電器製造有限公司(中国)  
瀋陽特可思木芸製品有限公司(中国)  
無錫三和塑料製品有限公司(中国)  
株式会社テークステレコム

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

株式会社Rainbow

持分法非適用関連会社であった株式会社Rainbowは、当連結会計年度中に全株式を売却しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

###### ② デリバティブ

###### ③ たな卸資産

商品・製品、仕掛品

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物は定額法を採用しております。

また、在外連結子会社等は主として定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る負債 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ② ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ③ 消費税等の会計処理  
税抜方式
- ④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。
- ⑥ 在外子会社の会計処理  
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成27年3月26日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
- ⑦ 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

- ① 企業結合に関する会計基準等の適用  
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項（4）、連結会計基準第44—5項（4）及び事業分離等会計基準第57—4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。
- ② 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用  
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

## [連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産		
土 地		800,320千円
建 物		62,223千円
合 計		862,543千円

### 担保に係る債務

短期借入金		49,155千円
一年以内返済予定の長期借入金		254,526千円
長期借入金		295,500千円
合 計		599,181千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,667,968千円
3. 受取手形割引高		251,778千円

### 4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額(平成12年1月1日基準日)に基づいて算出しております。

#### 再評価を行った年月日

平成12年11月30日

#### 再評価を行った土地の期末日における 時価と再評価後の帳簿価額との差額

△173,914千円

## [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	普通株式	71,337,916株
2. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数	普通株式	663,000株

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施することがあります。また、デリバティブは社内規程に則り実需の範囲で行うこととしています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	728,600	728,600	
(2) 受取手形及び売掛金	1,534,152	1,534,152	
(3) 電子記録債権	71,323	71,323	
(4) 投資有価証券 その他有価証券	310	310	
(5) 支払手形及び買掛金	(1,286,172)	(1,286,172)	
(6) 短期借入金	(125,517)	(125,517)	
(7) 長期借入金	(727,101)	(730,290)	△3,188

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年以内返済予定分を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額12,159千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## [賃貸等不動産に関する注記]

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載しておりません。

## [1株当たり情報に関する注記]

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 23円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円32銭  |

## [重要な後発事象に関する注記]

当社は、平成28年12月19日開催の取締役会において、次のとおり、当社の特定子会社である瀋陽特可思木芸製品有限公司（当社の100%子会社である無錫三和塑料製品有限公司の100%子会社）の全出資持分を中国の個人投資家に譲渡することを決議し、平成29年3月に当該譲渡手続きを完了いたしました。

### 1. 売却の理由

瀋陽特可思木芸製品有限公司は事業を休止していたため、同社の土地使用权を主とする資産処分等を検討していたところ、中国の個人投資家に譲渡できることとなり売却の判断に至ったものであります。

### 2. 売却先の氏名

王公良、周愛萍

### 3. 売却の時期

平成29年3月

### 4. 売却特定子会社の名称及び事業内容

名称 瀋陽特可思木芸製品有限公司  
事業内容 木工製品の製造販売（事業休止中）

### 5. 売却特定子会社の議決権数（出資金額）、売却価額及び売却損益

売却前の議決権数（出資金額） 24,621,422人民元

（注）当社の100%子会社である無錫三和塑料製品有限公司を通じた間接的な出資の金額であります。

売却後の議決権数（出資金額） 一人民元

売却価額 8,600,000人民元

うち、王公良：6,450,000人民元（75%）

周愛萍：2,150,000人民元（25%）

売却損益 現在精査中であります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月19日

株式会社東京衡機

取締役会 御中

### 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京衡機の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京衡機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>922,197</b>	<b>流動負債</b>	<b>774,840</b>
現金及び預金	188,592	支払手形	40,777
受取手形	4,657	営業外支払手形	369,108
売掛金	133,152	買掛金	71,437
商品及び製品	77,736	1年以内返済予定の長期借入金	244,840
仕掛品	15,606	未払法人税等	8,342
原材料及び貯蔵品	28,296	未払金	14,592
前渡金	16,352	未払費用	8,660
前払費用	3,679	賞与引当金	6,711
短期貸付金	406	前受金	3,009
未収入金	438,763	その他	7,360
その他の金	15,741		
貸倒引当金	△786	<b>固定負債</b>	<b>454,489</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,699,097</b>	長期借入金	276,500
<b>有形固定資産</b>	<b>696,394</b>	退職給付引当金	11,173
建物	43,056	役員退職慰労引当金	7,296
機械装置	3,821	再評価に係る繰延税金負債	152,880
車両運搬具	94	繰延税金負債	4,839
土地	649,422	その他	1,800
<b>無形固定資産</b>	<b>5,180</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,229,329</b>
ソフトウェア仮勘定	4,500	<b>純資産の部</b>	
その他	680	<b>株主資本</b>	<b>1,044,509</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>997,522</b>	資本金	2,713,552
投資有価証券	12,469	資本剰余金	200,233
関係会社株	877,061	資本準備金	200,233
出資	180	<b>利益剰余金</b>	<b>△1,865,527</b>
長期貸付金	87,000	その他利益剰余金	△1,865,527
破産更生債権等	132,756	繰越利益剰余金	△1,865,527
借家敷金	2,723	<b>自己株式</b>	<b>△3,748</b>
保険積立金	13,713	評価・換算差額等	346,412
長期営業債権	7,111	その他有価証券評価差額金	88
その他	4,374	土地再評価差額金	346,323
貸倒引当金	△139,867	<b>新株予約権</b>	<b>1,044</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,621,295</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,391,965</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,621,295</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		780,372
売上原価		389,364
売上総利益		391,008
販売費及び一般管理費		378,415
営業利益		12,593
営業外収益		2,558
受取利息及び配当 その他	908 1,649	
営業外費用		13,229
支払利息 その他	11,599 1,630	
経常利益		1,922
税引前当期純利益		1,922
法人税、住民税及び事業税	△37,560	
法人税等調整額	4,797	△32,762
当期純利益		34,684

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,713,552	200,233	△1,900,212	△1,900,212	△3,713	1,009,860
当 期 変 動 額						
自己株式の取得					△35	△35
当 期 純 利 益			34,684	34,684		34,684
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	34,684	34,684	△35	34,649
当 期 末 残 高	2,713,552	200,233	△1,865,527	△1,865,527	△3,748	1,044,509

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	
当 期 首 残 高	44	337,961	338,005	—	1,347,865
当 期 変 動 額					
自己株式の取得					△35
当 期 純 利 益					34,684
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	43	8,362	8,406	1,044	9,450
当期変動額合計	43	8,362	8,406	1,044	44,100
当 期 末 残 高	88	346,323	346,412	1,044	1,391,965

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法   |  |
| 子会社株式及び関連会社株式        | 移動平均法による原価法  |
| その他有価証券              |  |
| 時価のあるもの              | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  |
| 時価のないもの              | 移動平均法による原価法  |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法  |
| 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  |  |
| 商品・製品、仕掛品            | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）   |
| 原材料・貯蔵品              | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）   |
| 4. 固定資産の減価償却方法       |  |
| 有形固定資産               | 定率法<br>ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物は定額法を採用しております。<br>また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。<br>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 |
| 無形固定資産               | 定額法<br>なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。   |
| リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  |

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| 5. 引当金の計上基準<br>貸倒引当金     | 売上債権等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金                    | 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により当事業年度の負担額を計上しております。  |
| 退職給付引当金                  | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                                      |
| 役員退職慰労引当金                | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく期末要支給額を計上しております。                                     |
| 6. ヘッジ会計の方法<br>ヘッジ会計の方法  | 繰延ヘッジ処理によっております。  |
| 7. 消費税等の会計処理             | 税抜方式  |
| 8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                    |
| 9. 連結納税制度の適用             | 連結納税制度を適用しております。  |

## [会計方針の変更]

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

## [貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産	
土 地	647,320千円
建 物	39,341千円
合 計	686,661千円

### 担保に係る債務

1年以内返済予定の 長期借入金	239,026千円
長 期 借 入 金	276,500千円
合 計	515,526千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	342,005千円
3. 保証債務	
債務保証残高	128,220千円
4. 関係会社に対する金銭債権債務の額	
短期金銭債権	494,861千円
短期金銭債務	10,398千円
長期金銭債権	87,000千円
5. 受取手形割引高	242,759千円
6. 土地の再評価	

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額(平成12年1月1日基準日)に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年11月30日

再評価を行った土地の期末日における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△173,914千円

## [損益計算書に関する注記]

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	449,487千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	383千円

## [株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 26,742株

## [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金であります。ただし、繰延税金資産の計上額はありません。

繰延税金負債の発生の主な原因は、子会社に売却した譲渡損益調整資産であります。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
2. 子会社等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱東京衡機試験機	東京都千代田区	50,000	試験機事業	直接100%		債務保証(※2)	54,476	—	—
							役員の兼任	—	—	—
							経営指導料の受取	39,000	—	—
							経営指導料(※5)	171,732	—	—
							不動産の賃貸	—	未収入金	369,108
手形の代理発行	148,006	—	—							
連結納税	—	未収入金	55,664							
子会社	無錫三和塑料製品有限公司	中国江蘇省無錫市	776,319	海外事業	直接100%		エンジニアリング商品等の仕入(※6)	167,902	買掛金	778
							前渡金	—	16,112	
							資金の貸付(※1)	—	長期貸付金	87,000
							債務保証(※2)	73,744	—	—
							現物出資(※7)	77,986	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
- ※1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しております。
- ※2. 銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。
- ※3. ㈱東京衡機試験機は、㈱東京衡機振出の手形により支払いをしており、手形決済日毎に相当額を返済しております。
- ※4. 近隣の地代相場を参考に価格を決定しております。
- ※5. 経営指導料については、役務提供等に係る費用を勘案し、合理的に決定しております。
- ※6. 取引価額については、取引の都度、交渉の上決定しております。
- ※7. 当社の有する瀋陽特可思木芸製品有限公司の全出資持分を無錫三和塑料製品有限公司の行う増資に現物出資したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 19円50銭
2. 1株当たり当期純利益 0円49銭

## [重要な後発事象に関する注記]

当社は、平成28年7月14日開催の取締役会において、平成29年3月1日を効力発生日として、当社が営むエンジニアリング事業を新設分割により設立する「株式会社東京衡機エンジニアリング」に承継させる方針を決議し、平成28年12月19日開催の取締役会において、新設分割計画書を承認することを決議し、次のとおり、平成29年3月1日付で当該会社分割を実施いたしました。

### 1. 会社分割の目的

当社は、平成27年9月1日付で当社グループの試験機事業の統合を目的に主力事業である試験機事業を会社分割（簡易分割）し、事業持株会社的な経営体制に移行しておりましたが、当社グループの各事業に係る責任と権限を明確にし、グループの経営戦略の立案機能とマネジメント体制を強化するとともに、グループ経営の意思決定の迅速化を図ることにより、当社グループの企業価値のさらなる向上を目指すべく、平成29年3月1日を効力発生日として、当社のエンジニアリング事業を新設分割設立会社に承継させる会社分割（簡易新設分割）を実施し、持株会社体制に移行することを決定いたしました。

### 2. 会社分割の対象の事業の内容及び規模

#### (1) 分割対象部門の事業内容

エンジニアリング事業

#### (2) 分割対象部門の経営成績（平成29年2月期）

売上高 500百万円

#### (3) 分割又は承継の対象となる資産、負債の項目及び帳簿価額

流動資産 187百万円 流動負債 3百万円

固定資産 7百万円 固定負債 1百万円

資産合計 195百万円 負債合計 4百万円

### 3. 会社分割の方法

当社を分割会社とし、新設分割設立会社を承継会社とする簡易新設分割であります。

新設分割設立会社は、本分割に際して発行する普通株式をすべて当社に割り当てます。

### 4. 会社分割に係る新設会社の名称等

(1) 名称 株式会社東京衡機エンジニアリング

(2) 所在地 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(3) 代表者 代表取締役会長 石川 隆一

代表取締役社長 平田 真一郎

(4) 事業内容 エンジニアリング事業

(5) 資本金 50百万円

(6) 決算期 2月末日

### 5. 会社分割の時期

新設分割計画承認取締役会決議日 平成28年12月19日

分割期日（効力発生日） 平成29年3月1日

# 会計監査人の監査報告書 贈本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月19日

株式会社東京衡機  
取締役会 御中

### 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寛 悦 生 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京衡機の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年7月14日開催の取締役会において、会社が営むエンジニアリング事業を新設分割により設立する「株式会社東京衡機エンジニアリング」に承継させる方針を決議し、平成28年12月19日開催の取締役会において、新設分割計画書を承認することを決議し、平成29年3月1日付で当該会社分割を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、下記のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月20日

株式会社東京衡機 監査役会

常勤監査役 遠藤 栄 一 ⑩

社外監査役 藤田 泰 三 ⑩

社外監査役 田野 春風 ⑩

社外監査役 石渡 隆生 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

- ① 当社は、平成29年3月1日付で当社の行っていたエンジニアリング事業を新設会社である(株)東京衡機エンジニアリングに承継させる会社分割（簡易新設分割）を実施し、実質的な持株会社体制に移行していることから、当該体制の移行に合わせて現行定款第2条の目的に関する記載を変更するものであります。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等の記載事項の一部をインターネットにより開示することにより、みなし提供できるよう、当社定款に第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になったことから、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第23条（社外取締役との責任限定契約）および第36条（社外監査役との責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、現行定款第23条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ④ その他、上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （省略）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに附帯又は関連する事業を営むこと</u>を目的とする。 （現行どおり）</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>第12条～第14条 (省略) (新設)</p> <p>第15条～第16条 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第22条 (省略) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第24条～第30条 (省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第35条 (省略) (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第37条～第41条 (省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条 (省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第48条 (省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第23条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第25条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第36条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第49条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役2名選任の件

当社の経営体制のより一層の強化を図るため、取締役2名の増員をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いし わたり たか お 石 渡 隆 生 (昭和11年6月29日生) <b>新任取締役候補者</b> <b>社外取締役候補者</b>	昭和36年4月 日商(株)(現 双日(株))入社 平成元年 同社シンガポール地区支配人兼シンガポール支店長 日商岩井インターナショナル(現地 法人)を設立、代表取締役社長兼務 平成4年 同社理事・秘書室長兼広報室長 平成8年 (株)日本サテライトシステムズ(現ス カパーJSAT(株))代表取締役副社長 (平成11年退任) 平成11年11月 ㈱グッドホープ総研 代表取締役社長(平成27年退任) 平成28年5月 当社監査役(平成29年5月退任予定) 現在に至る 平成28年9月 Dream Bridge(株) 代表取締役 現在に至る	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 石渡隆生氏は、企業経営者として豊富な知識と見識を有し、当社の社外監査役としても的確に職務を遂行していただきました。今後はより広く経営的な観点から適切な助言と監督を行っていただくために、社外取締役候補者いたしました。</p> <p><b>【その他特記事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石渡隆生氏と当社との間に特別の利害関係はございません。</li> <li>・石渡隆生氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。</li> <li>・石渡隆生氏の当社社外監査役としての在任期間は1年であります。</li> </ul>			
2	かん ぎき きつ べい 神 崎 吉 平 (昭和48年10月26日生) <b>新任取締役候補者</b>	平成11年7月 モルガン・スタンレー証券会社東京支社入社 平成15年5月 インテグレーション・マネジメント(株)パートナー 平成19年1月 (株)イントリンジック 代表取締役 現在に至る 平成26年8月 当社執行役員海外事業担当 平成28年5月 当社常務執行役員グループマネジメント担当兼海外事業担当 現在に至る 平成28年5月 (株)東京衡機試験機 取締役 現在に至る 平成29年3月 (株)東京衡機エンジニアリング 取締役 現在に至る	31,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 神崎吉平氏は、企業経営者としての経験と知識を有しており、当社グループにおいては海外事業やグループマネジメントを担当し、新たな体制の構築や業績の改善に貢献したことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、今般、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【その他特記事項】</b> 神崎吉平氏と当社との間に特別の利害関係はございません。</p>			

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役田野春風氏および石渡隆生氏が辞任により退任いたしますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>みずかわ さとし 水川 聡 (昭和54年11月29日生)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任監査役候補者</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外監査役候補者</span></p>	<p>平成16年10月 弁護士登録</p> <p>平成23年7月 祝田法律事務所</p> <p>平成24年1月 同事務所パートナー</p> <p>現在に至る（第一東京弁護士会）</p>	0株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</b></p> <p>水川聡氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と見識を有し、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【その他特記事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水川聡氏は、祝田法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は、同事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、法律顧問としての役務は当該他の弁護士から提供を受けており、また、取引額は僅少です。その他に水川聡氏と当社との間に特別の利害関係はございません。</li> <li>・水川聡氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。</li> <li>・水川聡氏の選任が承認された場合、当社は、株東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。</li> </ul>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	たま むし とし お 玉 虫 俊 夫 (昭和30年3月31日生) 新任監査役候補者 社外監査役候補者	昭和52年4月 ㈱ダイエー入社 平成17年5月 ㈱十字屋 代表取締役社長 平成18年4月 ㈱オレンジフードコート 代表取締役社長 平成20年10月 ㈱マルシェ 代表取締役社長 平成22年5月 ㈱ダイエー 取締役執行役員総務人事本部長 平成27年5月 ㈱イオンリテール 常勤監査役 平成27年5月 ㈱イオン九州 非常勤監査役 現在に至る	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</p> <p>玉虫俊夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玉虫俊夫氏と当社との間に特別の利害関係はございません。</li> <li>玉虫俊夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。</li> <li>玉虫俊夫氏の選任が承認された場合、当社は、㈱東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。</li> </ul>		

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たか よし ひろ み 高 吉 廣 美 (昭和18年7月18日生)	昭和37年4月 熊本国税局入局 平成10年7月 東京国税局総務部事務管理第一課長 平成12年7月 浅草税務署長 平成13年7月 千葉東税務署長 平成14年8月 税理士開業 現在に至る	0株
補欠社外監査役候補者	平成24年5月 当社監査役(平成27年5月退任) 平成27年9月 ㈱東京衡機試験機 監査役 現在に至る	
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</p> <p>高吉廣美氏は、税務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社社外監査役としても3年の実績(平成24年5月から平成27年5月まで)を有することから、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合において、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高吉廣美氏と当社との間に特別の利害関係はございません。</li> <li>高吉廣美氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。</li> <li>高吉廣美氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</li> </ul>		

以上





# 会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号  
 室町ちばぎん三井ビルディング 5階  
 一般社団法人日本橋倶楽部 会議室  
 電話 (03) 3270-6661



(注) B1-5F行きエレベーターをご利用ください (エスカレーターは4階止まりとなります)。

## 交通機関のご案内

### 【地下鉄をご利用の場合】

東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅下車 A4出口 横

### 【JRをご利用の場合】

JR 総武線・横須賀線

新日本橋駅下車 徒歩6分

JR 山手線・中央線

神田駅下車 徒歩14分